

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 7 月 28 日（火）第 127 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 令和元年台風第19号による被災者に係る県税の納期限等延長の期日の指定  
（税務課取扱い） 1
- 生産事業者の登録  
（森林経営課取扱い） 1
- 保安林の指定  
（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定の解除予定の通知  
（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（2件）  
（森づくり推進課取扱い） 2
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定  
（水産振興課取扱い） 3
- 肥料の登録  
（経営技術課取扱い） 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出  
（農地整備課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の工事の完了  
（農地整備課取扱い） 4
- 道路の供用の開始  
（道路維持課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービス事業者の指定  
（大隅地域振興局取扱い） 4
- 公 告
- 落札者等の公告  
（情報政策課取扱い） 5
- 競争入札の参加者の資格に関する公告（2件）  
（県立鹿児島養護学校取扱い） 5  
（県立桜丘養護学校取扱い） 6
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示  
（生活安全企画課取扱い） 7
- 県立病院局企業管理規程
- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（※）  
（県立病院課取扱い） 7

## 告 示

## 鹿児島県告示第703号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、令和元年11月26日鹿児島県告示第537号（令和元年台風第19号による被災者に係る県税の納期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が、令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来するものについて、令和2年8月31日とする。

令和 2 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県告示第704号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 2 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第1652号	株式会社平成林業 始良郡湧水町幸田888番地	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	株式会社平成林業 始良郡湧水町幸田888番地

**鹿児島県告示第705号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所  
南さつま市加世田津貫字音ヶ瀧1897番，字大谷1898番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については，主伐は，択伐による。  
字音ヶ瀧1897番（次の図に示す部分に限る。），字大谷1898番1
    - イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第706号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
薩摩川内市祁答院町蘭牟田字茶園ヶ廻1804番2，1804番3，字愛宕平1999番2，1999番5，1999番12，1999番13
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**鹿児島県告示第707号**

令和 2 年 6 月 23 日鹿児島県告示第625号（以下「告示第625号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を瀬戸内町役場に掲示するとともに，その要旨を告示する。

令和 2 年 7 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
泉村祐喜	大島郡瀬戸内町大字嘉徳字市道379番	告示第625号の変更後の指定施業要件のとおり
川上純一郎	大島郡瀬戸内町大字篠川字能佐77番	
川節三之助	大島郡瀬戸内町大字節子字ウツ833番1, 834番	

## 鹿 児 島 県 告 示 第 708 号

令和 2 年 6 月 23 日鹿 児 島 県 告 示 第 627 号 (以下「告示第 627 号」という。) で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 189 条の規定により、その通知の内容を南種子町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 2 年 7 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 所在が不明な者の氏名  
河野ツル
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
熊毛郡南種子町中之上字平谷山 2325 番
  - (2) 変更後の指定施業要件  
告示第 627 号の変更後の指定施業要件のとおり

## 鹿 児 島 県 告 示 第 709 号

漁業災害補償法 (昭和 39 年法律第 158 号) 第 105 条第 1 項第 2 号ロの規定により、同法第 104 条第 2 号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

令和 2 年 7 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

区 域	区 分
鹿 児 島 郡 十 島 村 区 域 (鹿 児 島 郡 十 島 村 の 地 区)	(1) 主として小型合併漁業を営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業

## 鹿 児 島 県 告 示 第 710 号

肥料取締法 (昭和 25 年法律第 127 号) 第 7 条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和 2 年 7 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿 児 島 県 肥 第 1351 号	令 和 2 年 7 月 15 日	令 和 8 年 7 月 14 日	なたね油かす及びその粉末	なたね油かす粉末	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.2 加里全量 1.0	該当なし	小山田産業株式会社	始良市蒲生町上久徳 2408 番地

## 鹿 児 島 県 告 示 第 711 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 17 項の規定により、有明町上水流土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 7 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 就任した役員の氏名及び住所  
理事 上野克比古 志布志市有明町野井倉 4082 番地

- 理事 竹ノ内 浩 志布志市有明町野井倉7982番地 7  
 理事 中野 藤幸 志布志市有明町野井倉6214番地 4  
 理事 八久保芳宏 志布志市有明町野井倉7892番地 6  
 理事 宮城 孝志 志布志市有明町野井倉4762番地 3  
 理事 穴見 博務 曾於郡大崎町菱田1179番地19  
 監事 稲付 通夫 志布志市有明町野井倉3794番地 5  
 監事 小野田眞朝 志布志市有明町山重10909番地 1  
 (任期 令和 2 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まで)

## 2 退任した役員の氏名及び住所

- 理事 上野克比古 志布志市有明町野井倉4082番地  
 理事 満石 勉 曾於郡大崎町菱田1241番地  
 理事 竹ノ内 浩 志布志市有明町野井倉7982番地 7  
 理事 中野 藤幸 志布志市有明町野井倉6214番地 4  
 理事 八久保芳宏 志布志市有明町野井倉7892番地 6  
 理事 宮城 孝志 志布志市有明町野井倉4762番地 3  
 監事 南 眞太郎 志布志市有明町野井倉6312番地 2  
 監事 稲付 通夫 志布志市有明町野井倉3794番地 5

## 鹿児島県告示第712号

土地改良事業県営農地防災（農村災害対策整備事業）（農業用排水施設整備及び農用地保全）平佐東地区の工事は、平成30年3月30日に完了した。

令和 2 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 2 年 7 月 28 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	犬飼霧島神宮停車場線	霧島市牧園町下中津川字岩下44番6地先から同市牧園町宿窪田字梅ヶ渡4222番32地先まで	令和 2 年 7 月 28 日

## 大隅地域振興局告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 7 月 28 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
Chocott	鹿屋市西原二丁目553番1	合同会社 Jus t a L i t t l e	鹿屋市西原二丁目553	宇津野なり子	令和 2 年 7 月 1 日	短期入所

## 公 告

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
職員コミュニケーションシステム及び関連機器の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県企画部情報政策課情報システム係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 6 月 19 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社九州法人支店  
福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 落札金額  
156,948,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 4 月 21 日

## 競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 2 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 2 年 7 月 28 日

鹿児島県立鹿児島養護学校長 福田雅紀

- 1 調達をする特定役務の種類  
旅客運送業務（スクールバスの運行）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。  
なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
  - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等  
競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法  
資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特

定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
  - (3) 申請書類の受付期間  
令和 2 年 7 月 28 日から同年 8 月 18 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
資格審査要綱第 5 条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
  - (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
  - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から令和 3 年 12 月 31 日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

#### 競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 2 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 2 年 7 月 28 日

鹿児島県立桜丘養護学校長 有馬一郎

- 1 調達をする特定役務の種類  
旅客運送業務（スクールバスの運行）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。  
なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
  - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等  
競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法  
資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間  
令和2年7月28日から同年8月18日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から令和3年12月31日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第79号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和2年7月28日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P牙狼コレクションMA	株式会社サンセイアールアンドディ	0P0242
ぱちんこ遊技機	P真・牙狼RS	株式会社サンセイアールアンドディ	0P0522
ぱちんこ遊技機	PA真・怪獣王ゴジラNL-K1	株式会社ニューギン	0P0412
ぱちんこ遊技機	PフィーバークィーンII	株式会社ジェイビー	0P0148
ぱちんこ遊技機	PフィーバークィーンII-N	株式会社ジェイビー	0P0335

## 県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月28日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

### 鹿児島県立病院局企業管理規程第7号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程(平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第11条中「及び医療業務従事手当」を「, 医療業務従事手当及び救急情報センター業務手当」

に改める。

第 15 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

(救急情報センター業務手当)

第 15 条の 6 救急情報センター業務手当は、県立始良病院で勤務する精神保健指定医である職員が、月曜日から金曜日までの宿直勤務又は土曜日の宿日直勤務に従事したときに支給する。

2 救急情報センター業務手当の額は、その勤務 1 回につき、5,000 円とする。

3 所属長は、救急情報センター業務従事実績簿（別記第 5 号様式）を作成し、これに基づいて、救急情報センター業務手当を支給するものとする。

別記第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。



第 5 号様式 (第 15 条の 6 関係)

## 救急情報センター業務従事実績簿

所属 長印	直接の 監督者 印	年月	職名													氏名	集計 (回)	本人印																	
			救急情報センター業務に従事した日 (従事した日を○で囲むこと)																																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。